

内航船省エネルギー格付制度事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、内航船省エネルギー格付制度（以下「格付制度」という。）の格付評価に用いる二酸化炭素放出抑制指標（MARPOL 条約に規定するエネルギー効率設計指標 **Energy Efficiency Design Index**）（以下「EEDI」という。）及び EEDI が計算できない場合等に用いる計算方法を用いた申請、評価等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 格付制度

格付制度は、海運事業者等からの申請に基づき、国土交通省が省エネ・省 CO2 排出削減対策の導入による船舶の CO2 排出削減率を評価し、その結果を格付として表す制度である。格付の対象は船舶であり、一隻の船舶につき、一つの格付を付与することとする。ただし、省エネ・省 CO2 排出性能に影響する改造を行った場合は、新たな格付を付与することができることとする。具体的な計算方法については、「内航船省エネルギー格付制度計算要領（ハード対策）」で定める。

第3 格付評価の基準

（1）格付評価段階

「内航船省エネルギー格付制度計算要領（ハード対策）」における第2で示す計算方法で算出された改善率に応じて、表1に掲げる段階で評価を行うこととする。

表1：評価段階

改善率	0%以下	0%～ 5%未満	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上
評価	なし	★	★★	★★★	★★★★	★★★★★

（2）格付

格付は、「格付評価（計算方法）」とし、表2に掲げる計算方法ごとに該当する表示方法（例）の上下段のいずれかにより表す。ただし、改善率が0%以下の船舶については格付を付与しない。

表 2 : 格付

計算方法	EEDI	代替手法	暫定運用手法
格付 (例)	★★ (EEDI)	★★ (代替手法)	★★ (暫定運用手法)
表示方法 (例)	★★ (EEDI) 又は ★★	★★ (代替手法) 又は ★★	★★ (暫定運用手法) 又は ★★

第 4 ロゴマークの使用

(1) ロゴマーク

格付が付与された船舶を申請した事業者等は、様式第 2 により国土交通省にロゴマークの使用を申請し、様式第 4 により許可を得た場合は、以下に示すロゴマークを使用することができる。

ロゴマーク：



また、格付に応じて下記に示すロゴマークを使用することができる。

ロゴマーク使用 (例) (格付が「★★★★★(代替手法)」、「★★★★★」の場合)：



代替手法



(2) ロゴマークの使用条件

ロゴマークは、格付が付与された船舶を申請した事業者が、環境性能のよい船舶を建造、運航していること等のアピールを目的に、船体や名刺、企業ホームページ等で使用することができることとし、申請事業者が認める者についても同目的のために使用することができることとする。使用期間は申請事業者が当該船舶を所有、運航または活用している期間とする。また、ロゴマークの使用にあたっては、「内航船省エネルギー格付制度ロゴマーク使用ガイドライン」及び国土交通省が随時行う指示に従うこととする。ただし、申請書類に虚偽があった場合やロゴマークを不正に使用したと認められる場合は、国土交通省はロゴマークの使用許可を取り消すことができる。

第5 格付の申請手続き

(1) 申請者

格付の申請者は、船舶の所有者、船舶の運航者、船舶を建造した造船所又は船舶を活用する荷主とする。ただし、船舶の運航者又は船舶を活用する荷主が申請する場合は、船舶の所有者も共同で申請すること。

(2) 申請書類

申請に必要な書類は以下のとおりとする。

I. 様式第1

II. 様式第1の根拠となる資料

(i) 基本情報の資料

船舶番号、船種、総トン数、載貨重量及び船の寸法がわかる資料

(ii) 格付情報の根拠資料

改善率の算出過程、(暫定運用手法を用いる場合は) 暫定運用手法を用いる理由

(iii) 船舶情報 (EEDI、代替手法、暫定運用手法(1)又は(2)を用いる場合)の根拠資料

この項目において申請する値すべての根拠資料

(iv) 暫定運用手法を用いる場合に必要な根拠資料

暫定運用手法(2)又は(3)を用いる場合は比較船の適格性がわかる資料、暫定運用手法(3)を用いる場合はCO2排出量の根拠資料

(v) その他適宜必要と認められるもの

III. 様式第2 (ロゴマークの使用を申請する場合のみ)

(3) 申請先

国土交通省海事局海洋・環境政策課

住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話番号：03-5253-8614

E-mail：hqt-kakuzuke@gxb.mlit.go.jp

(4) 申請時期

申請は随時受け付け、毎月 14 日までに申請を受け付けた船舶について、原則、翌月 15 日までに格付の付与を行うこととする。なお、既に格付けを取得している場合は、様式第 2 の申請のみを行うこともできる。

(5) 申請方法

第 5 (2) に示す申請書類を作成の上、第 5 (3) の申請先に郵送又は電子媒体 (PDF ファイル等) を提出すること。なお、申請者に対して申請書類を受け取った旨の連絡は行わないため、郵送の場合は配送状況が確認できる手段 (簡易書留等) で送付すること。

第 6 格付の付与手続き

格付評価の妥当性を確認し、様式第 3 により申請者に通知する。また、ロゴマークの使用を申請した場合は、許可内容について様式第 4 により申請者に通知する。

第 7 格付の変更について

格付申請事業者は、過去に格付けを取得した船舶の改造を行った場合等に当該船舶の格付を再申請することができる。

再申請する場合は、その理由 (改造を行った場合は、その概要) を記した資料を添えて、第 5 の申請手続きに準じて申請すること。